

射水市立小杉小学校スクールバス運行業務委託仕様書

1 業務委託の名称

射水市立小杉小学校（以下「小杉小学校」という。）スクールバス運行業務委託

2 業務委託の場所

小杉小学校区ほか

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

4 使用するバスの台数及び規格

射水市の所有車1台〔富山230さ1325〕（乗車定員78人）

5 運行日数等

年間運行日数は220日以内とし、小杉小学校の次に掲げる休業日を除く課業日にスクールバスを運行する。ただし、休業日にかかわらず、小杉小学校の行事により、土曜日、日曜日、夏季休業日及び冬季休業日における学校登校日も運行することとする。なお、休業日に変更が生じた場合は、教育委員会及び小杉小学校と十分に協議のうえ、適切に対応する。

(1) 休業日

- ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ・土曜日及び日曜日
- ・夏季休業日 7月25日から8月26日まで
- ・冬季休業日 12月25日から1月7日まで
- ・学年末休業日 3月25日から3月31日まで

(2) 夏季休業中の登校日（原則として午前）及び午後のプール開放については、それぞれ半日の運行とする。

日数：15日程度（うち登校日と午後のプール開放がどちらもある日は6日程度）

※令和6年度：登校日0日（プール開放時のバス送迎は無）

(3) 運行期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

6 運行経路及び時刻表

別紙「小杉小学校スクールバス路線図」及び別紙「小杉小学校スクールバス時刻表」のとおり2路線に分けて運行する。

- ・路線図及び時刻表は現在の予定であり、年度の時間割の変更や児童数の増減等の理由により小杉小学校と協議の上、若干変更となる場合がある。
- ・下校時において、特殊な日（給食後午後放課日など：年間30日程度）については、当日の下校時刻に合わせて運行する。

- ・始業式、卒業式等の学校行事やインフルエンザ等の学級閉鎖、緊急時及び災害時等において学校の授業時間が変更となった場合は、小杉小学校が指示する時刻及びルートで運行業務を行う（年間10日程度）。

7 校外学習等の一時利用の運行

- (1) 次にあげる場合で、小杉小学校の登下校の運行に支障がない範囲で運行する。
 - ・市内小中学校の児童及び生徒が学習・学校行事等（部活動等を除く。）のために利用する場合
 - ・教育委員会が主催する事業又は射水市が主催し教育委員会が必要と認めた事業で利用する場合
- (2) 一時利用の実施は、教育委員会からの使用申請書を受取り、利用申請者と事前に運行日程等について打合せを行うものとする。

8 安全運行の遵守

- (1) 児童の登下校時の送迎にあたっては、安全を第一とする。なお、万一事故等が発生した場合又は到着時刻より20分以上の遅れが出た場合は、小杉小学校及び教育委員会へ連絡する。
- (2) バスの降車時に児童の置き去りがないよう、点呼などによる確認を行うこと。

9 その他の仕様

- (1) 運行業務に関して、事前に小杉小学校と十分な協議を行うこと。
- (2) バス等の故障等により運行できなくなった場合は、受託者の責任で他のバスやタクシー等を代替し、30分以内で対処すること。代替バス等にかかる経費は市が負担するものとする。ただし、受託者に過失があった場合は、受託者の負担とする。
- (3) 学校行事に合わせて、土曜日、日曜日の業務の振替ができることとする。
- (4) 安全管理面から、教育委員会が安全管理上支障がないと認める場合を除きスクールバスの運転手は全て受託業者社員（アルバイト等は除く。）で対応すること。
- (5) 運転業務に関する運行日誌を作成すること。
- (6) バスの維持管理を適正に行うこと。ただし、バス運行に係る燃料費、修理費、保険料等の経費は、市が負担するものとする。
- (7) 契約期間満了に伴い、受託業者が変更となる場合は、事業者間で危険箇所及び注意点などの引継ぎを行うこと。
- (8) 事前に登校時、下校時の運行経路の試験運行を行い、危険箇所を確認すること。
- (9) スクールバス運行協議会（年1回程度開催）において合意された事項については、誠意をもって対処すること。
- (10) その他、在籍児童の変動などによるルートの変更など、スクールバス運行に係る必要な事項については、小杉小学校及び教育委員会と協議すること。